

## 1. 宴会時間と追加室料

宴会場の使用開始から終了までの契約時間(以下宴会時間と称します)は、所定の室料を支払いいただいております。  
宴会時間を超過した場合は追加室料を支払いいただきます。但し、次の宴会場使用時間との関連で、使用時間超過に応じられない場合もございます。

## 2. 申込金と契約の成立

宴会等の予約に際し、期限を定めて申込金を支払いいただきます。申込金額は宴会等の内容に基づきホテルより提示させていただきます。  
宴会等の利用契約は、お客様からご署名済みの本書をホテルに提出いただき、ホテルがご契約の申し込みを承諾したときに成立するものとさせていただきます。

## 3. 料金の支払い

宴会等の費用に関し、宴会見積金額を原則として宴会等開催日の10日前迄に現金又は、銀行振込にて支払いいただきます。

## 4. 有料人数/食数の確認

料理等を用意する人数/食数(以下有料人数/食数と称します)の最終決定は、宴会等開催日の**3日前正午**までに、ホテル係員に連絡願います。  
それ以降は全て手配が完了となり、宴会等開催日に有料人数/食数より減少の場合でも、最終有料人数/食数分の料金を請求させていただきます。

## 5. 音響照明・装飾・アトラクションの手配等

宴会場等のご利用に関する手配物は、ホテル指定委託会社到手配させていただきます。(14日前までにご依頼ください)  
お客様のご都合でホテル指定委託会社以外にご依頼される場合は宴会等を円滑に運営するため、事前にホテルの承諾を得たうえでご手配ください。  
お持込み(お客様手配を含む、以下同じ)につきましては、内容によりお持込料や立会料を申し受けます。  
また、お持込みいただいた機材等の不具合や故障等につきましては、ホテルは一切の責任を負いかねます。

## 6. 取消し料金

展示会・会議…………… 催事の解約に際し、下記解約金を支払いいただきます。 料理・飲物を伴う宴席…………… 宴席の解約に際し、下記解約金を支払いいただきます。

1	申込日より開催日の60日前まで	申込金全額
2	開催日59日前より30日前まで	室料の50%
3	開催日29日前より2日前まで	室料の50%と実費諸経費
4	開催日前日	室料の70%と実費諸経費
5	開催日当日	見積総額(サービス料を除く)

1	申込日よりご宴席日の30日前まで	申込金全額
2	宴席日29日前より15日前まで	室料の50%と実費諸経費
3	宴席日14日前より4日前まで	料理・室料の50%と実費諸経費
4	宴席日3日前より前日まで	料理全額と室料の70%と実費諸経費
5	宴席日当日の場合	見積総額(サービス料を除く)

## 7. 禁止事項

下記項目は禁止事項となっております。

- |   |   |                        |
|---|---|------------------------|
| 1. 補助犬(盲導犬・聴導犬・介護犬等)以外の犬・猫・小鳥・<br>その他の愛玩動物・家畜類等の持込み | 5. ホテル施設什器備品の移動                             | 9. 会場内への飲食物の持込み        |
| 2. 発火・引火性の危険物品及び銃砲刀剣類の持込み                           | 6. パブリックスペース・ロビーでの承諾のないディスプレイ・<br>物品販売及び、飲食 | 10. ホテルが提供した飲食物の持帰り    |
| 3. 悪臭を発する物の持込み                                      | 7. 鳴り物とお香の利用                                | 11. 運転される方及び20歳未満の飲酒   |
| 4. 賭博等風紀を乱す行為、または他のお客様の迷惑になる<br>ような行為・言動            | 8. 予約時の使用目的以外の利用                            | 12. その他法令または公序良俗に反する行為 |
|   |   | 13. 酩酊状態での来場           |

## 8. 免責事項

- 施設内において、お客様管理の下で発生した事故・盗難につきましては、ホテル側は一切の責任を負いかねませんので充分ご注意ください。
- 食物アレルギーをお持ちのお客様は、必ず事前にご連絡ください。事前のご連絡が無く、飲食で症状が発症した場合の責任は負いかねます。
- 天変地異、自然災害、戦争、テロ、内乱、暴動、政府等の規制命令又は指導、ストライキ、交通の閉塞その他の不可抗力により、ホテルが宴会等利用契約上の義務を履行できない又は履行期限を順守できないと判断した場合には、ホテルは責任を免れるものとします。

## 9. 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者を含む)又はお客様が直接依頼された外部委託の方々がホテル施設什器備品等に破損その他の損害を生じさせた場合、当該損害を賠償していただきます。  
また、施設什器備品等の破損等により以降の宴会その他ホテルの営業に支障が発生するなどの損害が発生した場合には当該損害を賠償していただきます。

## 10. 契約の解除

当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会等利用契約に応じないことがあります。  
また、宴会等利用契約成立後であっても、契約を解除することがあります。この場合、解除に伴う損害賠償等、金銭のお支払いは致しかねます。

- 宴会場に出席する利用客の中に次の事由に該当する者がいるとき
  - (1) 暴力団員又はその関係者、暴力団関係企業団体又は、その関係者、その他反社会勢力(以下、反社会勢力と称します)
  - (2) 反社会勢力が事業活動を支配する法人・その他の団体
  - (3) 法人でその役員のうちに反社会勢力に該当する者がいるとき
- 当ホテルの他の利用者に著しい迷惑を及ぼす行動・言動をしたとき
- 当ホテル又はその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき
- 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当ホテルの信用を毀損し、又は当ホテルの業務を妨害したとき、あるいは過去に同様の行為を行ったと認められるとき
- 開催日21日前までに連絡が取れないとき
- 「宴会ご利用規約」に違反したとき

## 11. その他

ホテルは、諸般の事情により本「宴会ご利用規約」を予告なしに変更する場合がございますので、予めご了承ください。

貴ホテル「宴会ご利用規約」を承諾の上、宴会(会場)を申し込みます。

年 月 日 TEL.

住所

氏名又は名称  
(法人その他団体の場合)  
担当者氏名含む

印